

乳幼児医療費助成制度をご利用下さい



○助成対象

小学校就学前の乳幼児の保護者の方(都留市に住民票のある方)を対象に、各健康保険に加入しているお子さんの医療費(保険診療分)を助成しております。所得制限はありません。

対象年齢	対象になる医療費
0歳～5歳未満	入院・通院(調剤薬局も含む)
満5歳～小学校就学前	入院のみ

問合せ先

市民生活課 国保医療担当

☆5歳未満とは、5歳の誕生日の属する月の末日までです。

※保険診療対象外のもの(健康診断・予防接種・薬の容器代など)は助成対象外です。

○申請手続きに必要なもの

- ◇お子さんの保険証
- ◇医療機関・調剤薬局が発行する領収書
(医療機関名・患者氏名・保険診療点数・領収印があるもの)
- ※レシートは受付できませんのでご注意ください。

○申請手続きをする前に

領収書がある場合

お子さんごと・医療機関・診療月・入院・外来別に分けて申請書に記入してください。

領収書がない場合

受診した翌月の10日以降に医療機関で申請書に証明を受けてください。

乳幼児医療費助成制度の一部改正についてのお知らせ

平成18年7月1日以降の診療分から、入院時食事療養費は、乳幼児医療費助成制度の適用となりませんのでご了承下さい。

小児弱視等の治療用眼鏡等に係る療養費の支給について

平成18年4月1日からお子さんの弱視、斜視及び先天白内障術後の屈折矯正の治療用として用いる眼鏡及びコンタクトレンズが療養費の支給対象になりました。

矯正視力や両眼視機能などに異常のない一般的な近視のお子さんが使用する眼鏡などは、療養費の支給対象になりませんのでご注意ください。

項目	内容
対象年齢	9歳未満
支給申請に必要な書類	治療用眼鏡などを購入した際の領収書など 主治医が記載した治療用眼鏡などの作成指示などの写し 患者の検査結果
支給が認められる更新条件	5歳未満 買い替える前の治療用眼鏡などの装着期間が1年以上あること 5歳以上 買い替える前の治療用眼鏡などの装着期間が2年以上あること
治療用眼鏡等の製作所	薬事法第12条第1項に規定する高度管理医療機器又は一般医療機器の製造又は販売について厚生労働大臣の認可を受けていること
支給上限額	治療用眼鏡 37,801円 治療用コンタクトレンズ レンズ1枚 15,862円 ※支給上限額を超える価格の治療用眼鏡の場合は、支給上限額を基に療養費の額を算定します。

(支給額計算例) 3歳以上(3割負担の場合)

20,000円の治療用眼鏡を購入した場合は・・・ $20,000円 \times 0.7 = 14,000円$ の支給

50,000円の治療用眼鏡を購入した場合は・・・ $37,801円 \times 0.7 = 26,460円$ の支給

国民健康保険以外の健康保険や公務員共済組合に加入している方は、支給申請をする際の書類の提出先が異なります。お勤め先の福利厚生担当、又は、社会保険事務所にご確認ください。

治療用眼鏡を購入する際には、かかりつけの眼科医にご相談ください。